

## 2023 年度前期（新型コロナウイルス感染症が感染症法上 2 類相当の期間中）における 新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

1 月 27 日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5 月 8 日から、感染症法上の指定感染症（2 類相当）に該当しないものとし 5 類感染症に位置づけることが決定されました。また、2 月 10 日にはマスク着用の考え方の見直しが図られました。

これらのことから、本学では、新型コロナウイルス感染症が感染症法上 2 類相当である期間中、下記のような対策を行い、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを低減しつつ、教育活動を行います。

### 記

#### 1. 学生の授業欠席等に係る配慮

次の理由による場合は自己都合による欠席扱いとはしません。

- 一 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- 二 新型コロナウイルス感染症罹患者の濃厚接触者とされた場合
- 三 新型コロナワクチン接種を受ける場合
- 四 京都市又は居住地に、まん延防止等重点措置が実施された場合、又は緊急事態宣言が発出された期間内に、体調不良により欠席した場合

#### 2. 通学・通勤に関する事項

- (1) 毎朝、登校するまでに各自で検温を行い記録してください。
- (2) 発熱やせきなどのかぜの症状等がある場合は、出席・出勤を見合わせてください。
- (3) 帰宅時には、まず手や顔を洗いましょう。

#### 3. 大学到着時や学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒を行ってください。
- (2) マスクは各自の判断で着用してください。

#### 4. 講義室での授業に関する事項

- (1) マスクは各自の判断で着用してください。
- (2) 授業（一般の講義室）の教室配当は、各種のオリエンテーションや説明会、複数クラスの合同授業回など、一時的な講義室の利用時を除き、「定期試験時の着席方法による定員以下」とする基準で可能な限り配当します。

## 5. 実技・実験・実習に関する事項

- (1) 実技・実験・実習の前後には、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等により手指消毒を行ってください
- (2) 体育実技の更衣の際は、できるだけ分散してください。

## 6. 食堂利用に関する事項

- (1) 食堂利用前に、各自、石けんによる十分な手洗いやアルコール消毒液等により手指消毒を行ってください。
- (2) 食堂及び談話室のテーブルに仕切り板を設置しています。
- (3) 混雑を緩和するため、食堂への入場を制限する場合があります。また、食堂及び談話室の利用に加え、学生会館1階の大集会室、3階の共通演習室を利用できます。
- (4) 2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での利用をお願いします。
- (5) 食事中の会話は必要最小限にしてください。

## 7. 学生寮に関する事項

- (1) 居室に入ったらまず手や顔を洗いましょう。
- (2) 共用部分の使用は必要最小限としてください。

## 8. 課外活動に関する事項

- (1) 課外活動団体（クラブやサークル）それぞれにおいて、活動の特性を踏まえた感染拡大予防策を作成して届け出てください。
- (2) 練習等も含めて活動時は参加者を明確に（記録）してください。
- (3) 公式戦や発表会等に参加する場合は、主催団体が定める感染拡大防止マニュアル等に従って行動してください。
- (4) 課外活動団体に対しては、感染拡大予防に関する通知を別途行っています。